

# 1. 新規登録

[ 講習受講 → 登録+運転者証交付 ]

- ①登録申請書（第二号様式）
- ②運転者証交付申請書（第九号様式）

添付書類：③住民票の写し（コピー不可・取得後3ヶ月以内のもの）  
：④雇用条件及び雇用契約証明  
：⑤講習修了証又は講習修了証の写し  
：⑥写真1枚（申請前6ヶ月以内に撮影、5cm×5cm、単独、無帽、  
正面、無背景、顔の大きさ3cm以上、裏面に氏名及び  
撮影年月日を記入）

来所時：第二種運転免許証に係る運転免許証（コピー不可）を提示

郵送申請時：第二種運転免許証に係る運転免許証の写し（別紙様式1）

## [手数料]

登録手数料	1,800円
運転者証交付手数料	1,800円
合計	3,600円

第二号様式

運転免許証の番号									

# 登録申請書

申請年月日						
令和		年		月		日

運転免許証の有効期限	運転免許の種類
令和  年  月  日	1. 大型 2. 中型 3. 普通

一般社団法人山口県タクシー協会 殿

フリガナ		生年月日
氏名		1. 昭和  年  月  日 2. 平成  年  月  日
住所コード		フリガナ
住所	都道府県	
事業者コード		
事業者	氏名又は名称	
	住所	

申請者の氏名

住所

- 注 (1) 運転免許の種類欄及び生年月日の欄中番号に付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。  
(2) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。  
(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 運転者証交付申請書

登録番号	
------	--

一般社団法人山口県タクシー協会 殿

運転免許証の番号											
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

申請年月日						
令和	●	年	●	月	●	日

フリガナ	
氏名	

住 所

氏名又は名称

- 注 (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

# 雇用条件及び雇用契約証明

運転者氏名

運転者現住所

上記の者は、当社(方)のタクシー運転者として次の内容により雇用している（する予定の）者に相違ありません。

## 1. 雇用条件

次の（１）から（５）のいずれかにも該当する者ではない。

- （１） 日日雇い入れられる者
- （２） ２月以内の期間を定めて使用される者
- （３） 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- （４） 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- （５） 安全関係、地理、旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後少なくとも10日間の指導が行われていない者（ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れの日前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りでない。）

## 2. 雇用契約

次のとおり雇用し、タクシー運転者として選任している（する予定の）者である。

雇用（予定）日： 令和 年 月 日

- ・ 雇用の日、期間を定めて使用されるときは

その期間：.....

- ・ 試みの試用期間を定めて使用されるときは

その期間：.....

賃金の支払い方法：.....

上記の条件に該当する場合は記入すること。

令和 年 月 日

事業者住所

氏名又は名称